

最低制限価格の算定式について
(令和2年4月1日以降の契約締結分から適用)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、適正価格での契約の推進を図るため、公共工事の発注において最低制限価格を下記のとおり算出することとします。

- 1 土木工事（一般土木工事、舗装工事、鋼構造物工事、土木工作物塗装工事、土木関係の機械設備工事、土木関係の電気設備工事、土木関係の電気通信工事などの土木関係工事全て）の場合

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 60\% + \text{一般管理費} \times 30\%)}{(\text{千円未満切捨て})} \times 1.1$$

※ 1.1 は、消費税率 10% の場合であり、消費税率改正に合わせて変更いたします。

- 2 建築工事（一般建築工事、工作物解体工事、電気設備工事、電気通信工事、管工事、空調工事、建築塗装工事などの建築関係工事全て）の場合

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 85\% \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + (\text{直接工事費} \times 15\% + \text{現場管理費}) \times 60\% + \text{一般管理費} \times 30\%)}{(\text{千円未満切捨て})} \times 1.1$$

※ 1.1 は、消費税率 10% の場合であり、消費税率改正に合わせて変更いたします。

※ ただし、上記 1 及び 2 の額が、予定価格の 100 分の 92 を超える場合にあつては、**100 分の 92 (千円未満切捨て)** に相当する額とし、予定価格の 100 分の 75 に満たない場合にあつては、**100 分の 75 (千円未満切上げ)** に相当する額とします。